長岡京市における介護保険事業の現状分析

令和５年度

１．概要

地域包括ケア「見える化」システムを用い、本市における介護保険事業の現状把握及び府内他市等との比較による現状分析等を行い、課題を抽出するとともに今後の施策検討のための参考とする。

２．高齢化率

本市における 令和5年8月時点での高齢化率(2015年国勢調査の数値を基にした推計値)は 27.4％と、全国、京都府及び府内の同規模自治体（八幡市）よりも低い。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 全国 | 京都府 | 長岡京市 | 八幡市 |
| 高齢化率 | 29.2 | 29.6 | 27.4 | 32.9 |

３．前期・後期高齢者の割合

本市の傾向としては、京都府と同様、総じて前期高齢者の割合が低く、後期高齢者の割合が高い。本市の前期高齢者割合は 41.2％で、全国（平均）43.7％と比較し 2.5％と若干

低く、また、後期高齢者割合は 58.8％で、全国（平均）56.3％と比較し 2.5％高い状況にあり、高齢者階層における高齢化が一段と進展していることがわかる。

今後の人口構成等を勘案すると、この傾向はますます進展するものと推察される。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 全国 | 京都府 | 長岡京市 | 八幡市 |
| 前期高齢者割合 | （%） | 43.7 | 41.4 | 41.2 | 43.4 |
| 後期高齢者割合 | （%） | 56.3 | 58.6 | 58.8 | 56.6 |

４．認定率

令和5年時点における本市の認定率（65歳以上の高齢者に対する要介護・要支援認定者の割合）は 22.0％で、京都府の22.7%よりは低いものの、全国の19.5%と比べ非常に高い状況である。特に、府内他市の 21.1％と比較しても、0.9％高い状況となっている。



５．受給率

令和5年3月時点における本市の受給率（第１号被保険者に占める各サービスの受給者の割合）を見ると、施設サービスが 2.7％で全国と同水準、府内他市2.5％より高く、京都府3.1%より低い。

居住系サービスは1.5％で、全国1.3％、京都府1.1%、府内他市0.8%より高い。これは、本市は市内にグループホームが8事業所存在し、府内でも多い部類に入るために、受給者の割合の増加の要因となっていることが考えられる。

在宅サービスについては11.5%で、京都府12.3%よりも低いが、全国10.4％、府内他市10.7% よりも高い。

施設サービス　　…　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人保健施設

介護療養型医療施設

介護医療院

居住系サービス　…　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

　　　　　　　　　　特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）

在宅サービス　　…　上記以外の介護保険サービス







６．第1号被保険者1人あたり給付月額（円）

令和5年3月時点における第1号被保険者1人1月あたりの給付月額について、在宅サービスは本市では 12,886 円で、全国と同水準で京都府よりも低いが、府内他市よりは高い状況にある。同規模自治体の府内他市より高い要因として、本市は在宅サービスの事業所数が多い他に、近隣他市へのアクセスについて利便性がよいという特色があるため、市内・市外でのサービス利用がしやすい環境にあることが考えられる。

一方、施設および居住系サービスについては、本市は 11,517円で、京都府よりは低いものの、全国・府内他市よりは高い状況にある。本市の給付月額が高い要因として、本市はグループホームが8つ存在し、府内でも多い部類に入り、他にも特別養護老人ホームが8つ（うち地域密着型が3つ）、老人保健施設が4つ存在し、施設および居住系サービス事業所の数が多いことが要因と考えられる。

これらの経年比較による給付月額の上昇傾向を鑑みると、今後も高齢化に伴い、認定者数が伸びることで大幅な給付額の上昇が予想されることから、ケアプラン点検等を通じて本市の基本的方針を周知した上で、適正なケアマネジメントを啓発し、給付適正化に努めていく必要がある。

第１号被保険者１人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）



第１号被保険者１人あたり給付月額（在宅サービス）



第１号被保険者１人あたり給付月額（施設および居住系サービス）



７．必要保険料月額（円）

令和5年3月時点における必要保険料月額については、本市は 6,276円で、京都府よりは低いものの、全国、府内他市と比較し100～250円近く高い状況にある。

本市においては、特に「後期高齢者の割合」、「認定率」及び「在宅サービス・居住系サービスにおける受給者 1 人 1 月あたり給付月額」が高く、こうした要因が必要保険料月額を引き上げる大きな要因となっている可能性があるものと推察される。今後も介護保険事業の適正な運営のために、給付適正化の取組だけでなく、介護予防事業など介護サービスに至らないための取組も実施し、保険料上昇の抑制に努めていく必要がある。

